

## 道営住宅家賃徴収事務取扱要領

[沿革]	平成2年2月23日住宅第2442号	決 定
	平成5年4月12日住宅第 20号	一部改正
	平成6年4月1日住宅第 20号	一部改正
	平成13年4月1日住宅第 5号	一部改正
	平成17年3月25日住宅第2482号	一部改正
	平成18年5月19日住宅第 322号	一部改正
	平成19年3月27日住宅第2227号	一部改正
	平成22年3月26日住宅第2022号	一部改正
	平成29年3月30日住宅第1621号	一部改正

### 第1 趣旨

この要領は、北海道営住宅条例施行規則（平成9年規則第42号）第19条の規定に基づき、道営住宅の家賃（以下「家賃」という。）の徴収事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 家賃の徴収

- 1 総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）は、数人分を集合して調定し、又は数人分の一定期間分を集合して調定する場合は、調定書（財務トータルシステム事務処理要綱（平成6年3月4日付け局開第140号出納局長通達「財務会計トータルシステム事務処理要綱の制定について」）別記第D-1号様式）に調定一覧表（別記第1号様式）を添付して行うものとする。
- 2 家賃は、道営住宅家賃納入通知書（別記第2号様式。以下「納入通知書」という。）又は納入義務者の指定する預貯金口座からの口座振替又は自動払込（以下「口座振替等」という。）の方法により収納するものとする。
- 3 総合振興局長等は、調定（調定の変更を含む。）したとき及び収納があったときはその旨建設部長に報告しなければならない。

### 第3 口座振替等の対象者

口座振替等の対象者は、家賃の納入義務者のうち、家賃を口座振替等により納入しようとする者で、口座振替等による収納事務を取り扱う金融機関に預貯金口座を有し、当該金融機関の確認を得た者（以下「口座振替等納入者」という。）とする。

### 第4 口座振替等納入者への納入通知

総合振興局長等は、口座振替等納入者に係る調定（調定の変更を含む。）をしたときは、当該口座振替等納入者に対し、道営住宅家賃納入通知書（口座振替・自動払込用）（別記第3号様式。以下「納入通知書（口振用）」という。）を送付するものとする。

### 第5 口座設定店

口座振替等による収納事務を取り扱うことができる金融機関は、北海道指定金融機関及び北海道収納代理金融機関のうち、「道営住宅家賃の口座振替収納に係る取扱金融機関事務取扱要領（平成2年2月23日住宅都市部長決定。以下「口座振替要領」という。）」別紙1に定める金融機関（以下「口座設定店」という。）とする。

## 第6 指定預貯金口座

納入義務者が指定できる預貯金口座は、口座設定店における普通預金口座、当座預金口座又は通常貯金口座のうち、納入義務者が指定する名義人の1口座（以下「指定預貯金口座」という。）とする。

## 第7 振替日

取扱金融機関は、総合振興局長等（建設部長経由）からの通知に基づき、北海道営住宅条例（平成9年条例第11号。）第17条第2項に規定する納入期限に振替又は払込を行い北海道歳入金として収納するものとする。ただし、金融機関の休日に当たるときはその翌営業日を振替日とする。

## 第8 口座振替等の手続

### 1 新規の手続

家賃を口座振替等により納入しようとする納入義務者は、道営住宅家賃口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書・廃止届・変更届（別記第4号様式第1葉。以下「依頼書」という。）、道営住宅家賃口座振替納付申込書・自動払込利用申込書・廃止届・変更届（マスター登録票）（別記第4号様式第2葉。以下「マスター登録票」という。）及び道営住宅家賃口座振替納付申込書・自動払込利用申込書・廃止届・変更届（納入義務者控）（別記第4号様式第3葉。以下「申込書（控）」という。）を口座設定店へ提出し、口座設定店は依頼書、マスター登録票及び申込書（控）（以下「依頼書等」という。）の確認をした後、申込書（控）を納入義務者に交付し、マスター登録票を総合振興局長等に送付するものとする。

### 2 指定預貯金口座の廃止又は変更

口座振替等納入者は、口座振替等を廃止又は変更しようとするときは、依頼書等を口座設定店に提出し、口座設定店は依頼書等を確認をした後、申込書（控）を口座振替等納入者に交付し、マスター登録票を総合振興局長等に送付するものとする。ただし、口座設定店を変更する場合には、さらに第8の1に規定する手続を行うものとする。

### 3 納入義務者の身上事項の変更

口座振替等納入者は、納入義務者の身上に関する事項として、口座名義人の氏名及び届け印に変更が生じた時は依頼書等を口座設定店を経由し、総合振興局長等に提出するものとする。

### 4 総合振興局長又は振興局長等の事務

- (1) 総合振興局長等は、口座設定店から送付されたマスター登録票の内容を確認し、道営住宅管理システムに登録するものとする。
- (2) 建設部長は、総合振興局長等が登録した道営住宅管理システムのデータに基づき、口座振替等納入者に係る口座振替等に必要な項目を記録した口座振替等用フロッピーディスク、光ディスク又は電子データ及び道営住宅家賃口座振替・自動払込通知書（別記第5号様式）を作成し、毎月、家賃の口座振替日の5営業日前までに代表店（口座振替要領別紙1に定める代表店）に送付するものとする。

## 第9 振替等不能者の取扱い

総合振興局長等は、振替日に口座振替等ができなかった口座振替等納入者（以下「振替等不能者」という。）にその旨を通知するとともに、当該月分の家賃を道営住宅家賃口座

振替・自動払込不能通知書兼納付書（別記第6号様式。以下「口座振替等不能納付書」という。）により収納するものとする。

#### 第10 口座振替等の取扱いの取消し

総合振興局長等は口座振替等納入者が次のいずれかに該当する場合は、口座振替等による収納を取り消すことができる。

- (1) 3ヶ月以上にわたり口座振替等が不能の場合
- (2) その他特別の事情がある場合

この場合、(1)の該当者に対しては、道営住宅家賃口座振替・自動払込取消通知書その1（別記第7号様式）、(2)の該当者に対しては道営住宅家賃口座振替・自動払込取消通知書その2（別記第8号様式）により通知するものとする。

#### 第11 口座振替等の事後の事務

建設部長は、口座振替等の後、代表店から送付される口座振替等済のフロッピーディスク、光ディスク又は電子データにより道営住宅家賃口座振替・自動払込結果明細表（別記第9号様式。以下「振替等結果明細表」という。）、道営住宅家賃口座振替・自動払込不能者一覧表（別記第10号様式。以下「振替等不能者一覧表」という。）、道営住宅家賃徴収原票（別記第11号様式。以下「徴収原票」という。）及び口座振替等不能納付書を作成し、総合振興局長等に対しては振替等結果明細表、振替等不能者一覧表、徴収原票及び口座振替等不能納付書を、北海道指定金融機関総括店に対しては振替等結果明細表を送付するものとする。

#### 第12 保護の実施機関による代理納付

総合振興局長等は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項に規定する保護の実施機関が同法第37条の2の規定による家賃の代理納付（以下「代理納付」という。）を行う場合は、納付書（北海道財務規則（昭和45年規則第30号様式）別記第14号様式）により収納するものとする。

#### 第13 納入済証明書の交付

総合振興局長等は、口座振替等納入者から家賃の口座振替等による納入済の証明を求められたときは、道営住宅家賃納入済証明書（別記第12号様式）を交付するものとする。

#### 第14 収納管理

総合振興局長等は、徴収原票及び滞納者整理票（道営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱（平成13年4月1日付け住宅第4号建設部長・出納局長通達「道営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱」）別記第2号様式）により現年度及び過年度の家賃の徴収管理を行うものとする。

#### 第15 証拠書類等の編さん

- 1 調定書（調定一覧表を含む。）は、調定番号順にまとめて月別に界紙を入れ表紙（別記第13号様式）を付けて編さんするものとする。
- 2 領収済通知書は、領収月日順にまとめて月別に表紙（別記第14号様式）を付けて適宜編さんするものとする。
- 3 建設部長から送付された振替等結果明細表及び振替等不能者一覧表は月順にまとめて月別に界紙を入れ、表紙（別記15号様式）を付けて編さんするものとする。
- 4 口座設定店から送付されたマスター登録票は表紙（別記16号様式）を付けて適宜編さん

んするものとする。

第16 補則

この要領の施行に関し、必要な事項は建設部長が定める。

別記第1号様式

調 定 一 覧 表

年 月 日 頁

総合振興局（振興局）名	総合振興局（振興局）	徴収主体	
-------------	------------	------	--

団地名	棟番号	住戸番号	種別	名義人番号	名義人氏名	調定額 (円)	内 訳 1			内 訳 2 (傾斜家賃の場合)			割賃率	仮入居	減免	
							家賃 (円)	月額	割賃 (円)	家賃 (円)	月額	割賃 (円)				

注 電子計算機により出力される場合を除き、「名義人氏名」及び「調定額」欄のみ記載すること。

別記第9号様式

道営住宅家賃口座振替・自動払込結果明細表

年 月 日

( 年 月 日 振替(払込)分 )

総合振興局(振興局)	徴収主体
------------	------

取扱金融機関(代表店)		振替(払込)対象		振替(払込)済		振替(払込)不能		不能率	備考
番号	名称	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)		

別記第10号様式

道 営 住 宅 家 賃 口 座 振 替 ・ 自 動 払 込 不 能 者 一 覧 表

年 月 日

( 年 月 日 振替(払込)分 )

総合振興局（振興局）	徴 収 主 体
------------	---------

市町村 コード	団 地 コード	棟番号	住戸番号	種 別	名義人番号	名 義 人 氏 名	指 定 預 貯 金 口 座				振替(払込)不能金額 (円)	引 去	納 通	取 消	備 考
							口 座 名 義 人 氏 名	銀 行	支 店	種 別					

別記第11号様式

年度道営住宅家賃徴収原票

年 月 日 頁

総合振興局（振興局）名	総合振興局（振興局）	徴収主体	
-------------	------------	------	--

会計	款	項	目	節

団地	棟・住戸番号	名義人番号	名義人氏名	種別	電話	入居日	退去日	(単位：円)						
納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度間調定額	収納済額
調定額														
収納額													未収計	収納率
収納日・区分													口座設定日	
前回収納日													徴収開始	
督促年月日													徴収開始	徴収期間
指定期限													徴免終了	生 産
延滞金													徴収停止年月日	
不能欠損日														
団地	棟・住戸番号	名義人番号	名義人氏名	種別	電話	入居日	退去日	(単位：円)						
納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度間調定額	収納済額
調定額														
収納額													未収計	収納率
収納日・区分													口座設定日	
前回収納日													徴収開始	
督促年月日													徴収開始	徴収期間
指定期限													徴免終了	生 産
延滞金													徴収停止年月日	
不能欠損日														
団地	棟・住戸番号	名義人番号	名義人氏名	種別	電話	入居日	退去日	(単位：円)						
納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度間調定額	収納済額
調定額														
収納額													未収計	収納率
収納日・区分													口座設定日	
前回収納日													徴収開始	
督促年月日													徴収開始	徴収期間
指定期限													徴免終了	生 産
延滞金													徴収停止年月日	
不能欠損日														
団地	棟・住戸番号	名義人番号	名義人氏名	種別	電話	入居日	退去日	(単位：円)						
納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度間調定額	収納済額
調定額														
収納額													未収計	収納率
収納日・区分													口座設定日	
前回収納日													徴収開始	
督促年月日													徴収開始	徴収期間
指定期限													徴免終了	生 産
延滞金													徴収停止年月日	
不能欠損日														

注 「収納日・区分」欄の区分は 1：納入通知書収納、2：口座振替（自動払込）収納、3：口座振替（自動払込）不能納付書収納、4：公金振替収納、5：分納、6：現金領収、9：その他 を意味する。  
 (住宅課→総合振興局（振興局）)



別記第13号様式

年度完結	分類記号	第 1 分 類	第 2 分 類	第 3 分 類	第 4 分 類
年保存			年(度)廃棄		
<p>年 度</p> <p>北海道営住宅事業特別会計</p> <p>道 営 住 宅 家 賃 調 定 票</p> <p>( )</p> <p>( 冊(箱)のうち第 号)</p>					
文書主管課引継(時期)	不 要 要 ( 年 ( 度 ) )				
主務課保存承認期間	年(度) ~ 年(度)				
保存の延長期間	年(度) ~ 年(度)				
簿冊(箱)番号 _____			棚番号		
部 局 名					

別記第15号様式

年度完結	分類記号	第 1 分 類	第 2 分 類	第 3 分 類	第 4 分 類
			年保存	年(度)廃棄	
<p>年 度</p> <p>北海道営住宅事業特別会計</p> <p>道 営 住 宅 家 賃 口 座 振 替 ・ 自 動 払 込 結 果 明 細 表</p> <p>道 営 住 宅 家 賃 口 座 振 替 ・ 自 動 払 込 不 能 者 一 覧 表</p> <p style="text-align: right;">( 冊(箱)のうち第 号)</p>					
文書主管課引継(時期)	不 要 要 ( 年 ( 度 ) )				
主務課保存承認期間	年(度) ~ 年(度)				
保存の延長期間	年(度) ~ 年(度)				
簿冊(箱)番号 _____			棚番号		
部 局 名					

別記第2号様式

第1葉

道営住宅家賃納入通知書 (公) (税外)

年度

( 年 月分～ 年 月分)

総合振興局(振興局)名	種別	市町村	団地	棟	住戸	名義人

加入者名	北海道会計管理者 ( 地区)	振替 口座	公
取りまとめ 金融機関	北海道指定金融機関 銀行 店		
納入額	3 頁 に 示 す 金 額		
納入の目的	道営住宅家賃として		
納入期限	毎 月 末 日		
納 入 場 所	北海道指定金融機関 北海道収納代理金融機関 道内各郵便局 北海道 総合振興局(振興局)収入取扱員		
上記のとおり毎月別紙により納入してください。 年 月 日 北海道 総合振興局(振興局)長 (印)			

(取扱先)

〒

北海道

第2葉

◆ 注 意 事 項 ◆

- この納入通知書は大切に保管してください。  
万一、紛失や損傷したときは、表記取扱先に申出の上、再交付を受けてください。
- 家賃の納入は、納入期限(毎月末日)を厳守してください。
- 月の末日が金融機関休業日の時は、翌営業日を納入期限とします。

道営住宅の家賃の納入は簡単便利な口座振替(自動払込)で・・・

◎お申し込みは・・・  
表記取扱先にある申込用紙(道営住宅家賃口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書)の必要事項を記載の上、取扱金融機関の口座開設店舗に提出していただくだけです。  
(手数料はかかりません。)

◎口座振替・自動払込取扱金融機関  
北洋銀行、北海道銀行、北海道労働金庫、道内各信用金庫、道内各信用組合(ウリ信用組合及びあすか信用組合を除く)、北海道信連及び道内各農業協同組合の本支店並びにゆうちょ銀行各支店

第 3 葉

年度 ( 年 月分 ~ 年 月分) 道営住宅家賃					
4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分
円	円	円	円	円	円
10 月 分	11 月 分	12 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分
円	円	円	円	円	円

第 4 葉

道 営 住 宅 家 賃 領 収 証 書						
月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分
領 収 日付印	4	5	6	7	8	9
月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分
領 収 日付印	10	11	12	1	2	3

第5葉以降（表）

北海道 (税外) 収入伝票 (公)		北海道 (税外) 徴収済通知書 (公)																																																																																									
加入者名 北海道会計管理者 (地区) 振替口座 公 とりまとめ金融機関 北海道指定金融機関 銀行 店	加入者名 北海道会計管理者 (地区) 振替口座 公 とりまとめ金融機関 北海道指定金融機関 銀行 店 公 とりまとめ店 小樽貯金事務センター (〒)																																																																																										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>出納員</th> <th>執行機関</th> <th>年度</th> <th>会計</th> <th>調定番号</th> <th>内訳番号</th> <th>略科目</th> <th>金額</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>会計</th> <th>調定番号</th> <th>内訳番号</th> <th colspan="7"> </th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td colspan="7"> </td> </tr> </table>	区分	出納員	執行機関	年度	会計	調定番号	内訳番号	略科目	金額	C	D												年度	会計	調定番号	内訳番号																			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>納入区分</th> <th>納入員</th> <th>執行機関</th> <th>年度</th> <th>会計</th> <th>調定番号</th> <th>内訳番号</th> <th>略科目</th> <th>金額</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>調定年月</th> <th>調定額</th> <th>名義人番号</th> <th>C</th> <th>D</th> <th colspan="4"> </th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td colspan="4"> </td> </tr> </table>			納入区分	納入員	執行機関	年度	会計	調定番号	内訳番号	略科目	金額	C	D												区分	年度	調定年月	調定額	名義人番号	C	D															
区分	出納員	執行機関	年度	会計	調定番号	内訳番号	略科目	金額	C	D																																																																																	
年度	会計	調定番号	内訳番号																																																																																								
納入区分	納入員	執行機関	年度	会計	調定番号	内訳番号	略科目	金額	C	D																																																																																	
区分	年度	調定年月	調定額	名義人番号	C	D																																																																																					
納入目的 道営住宅家賃 振興局 住所 〒 氏名 様 年 月分 納入額 円 (うち証券受領 円) 日 口数 口 計 金額 円 北海道 (第一次収納金融機関 受付局 保存) 領収日付印 (第一次収納金融機関、受付局用) 4	住所 〒 氏名 様 年 月分 納入額 円 納入の目的 北海道会計管理者 (うち証券受領 円) 北海道 (指定金融機関 → 北海道) この用紙は機械で読み取りますので、汚したり折り曲げたりしないでください。 領収日付印 (第一次収納金融機関、受付局用) 4																																																																																										

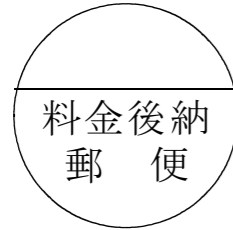
第5葉以降（裏）

受付日付印 (経由金融機関用)    
---------------------------------

注 生活保護法第37条の2の規定による保護の実施機関による代理納付の対象者に使用する場合は、第1葉中「加入者名」、「振替口座」、「取りまとめ金融機関名」及び「納入場所」欄を抹消し、「上記のとおり毎月別紙により納入してください。」を「上記のとおり通知します。」に修正するとともに、第2葉、第4葉及び第5葉以降を抹消又は削除して使用する。

別記第3号様式

郵便はがき



総合振興局(振興局)	徴	市町村	団地	棟番号	住戸番号	名義人番号

〒

平成 年度  
道営住宅家賃納入通知書（口座振替・自動払込用）

次の金額を毎月末日（末日が金融機関の休業日のときは翌営業日）に指定口座から振り替え（払い込み）しますので、通知いたします。

月	家賃(円)	月	家賃(円)
4		10	
5		11	
6		12	
7		1	
8		2	
9		3	

振替指定口座

金融機関名	
支店	
口座番号	

平成 年 月 日

北海道 総合振興局（振興局）長 ㊟

（注意事項）

- 1 口座振替（自動払込）後は、金融機関からは特に領収証書の発行及び電話通知等を行われません。  
なお、納入済みの証明が必要な方は総合振興局（振興局）建設指導課に申し出てください。
- 2 振替日に預貯金残高が不足しますと振り替え（払い込み）できませんのでご注意ください。
- 3 預貯金残高不足等により口座振替（自動払込）不能となったときは、翌月に道営住宅家賃口座振替・自動払込不能通知書兼納付書を郵送しますので、最寄りの金融機関の窓口で直接納入してください。

別記第6号様式  
(表)

道営住宅家賃口座振替・自動払込不能通知書兼納付書 (公)		北海道 (税外) 収入伝票 (公)		北海道 (税外) 領収済通知書 (口座振替不能分) (公)																																													
(税外) 領収証署 道営住宅家賃		加入者名 北海道会計管理者 (地区)		加入者名 北海道会計管理者 (地区) 振替口座 公																																													
加入者 北海道会計管理者 ( )		振替口座 公		とりまとめ金融機関 北海道指定金融機関 銀行 店 公とりまとめ店 小樽貯金事務センター (〒047-8794)																																													
振替口座 公		とりまとめ金融機関 北海道指定金融機関 銀行 店		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <th>区分</th> <th>出納員</th> <th>執行機関</th> <th>年度</th> <th>会計</th> <th>調定番号</th> <th>内訳番号</th> <th>略科目</th> <th>金額</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>年号</th> <th>調定年月</th> <th>調定額</th> <th>名義人番号</th> <th colspan="6"> </th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td colspan="6"> </td> </tr> </table>		区分	出納員	執行機関	年度	会計	調定番号	内訳番号	略科目	金額	C	D												区分	年号	調定年月	調定額	名義人番号																	
区分	出納員	執行機関	年度			会計	調定番号	内訳番号	略科目	金額	C	D																																					
区分	年号	調定年月	調定額	名義人番号																																													
納入者住所 振興局		納入目的 道営住宅家賃 振興局		納住所 氏名 様																																													
納入者氏名 振興局		納住所 氏名 様		納住所 氏名 様																																													
年 月 分		年 月 分		年 月 分																																													
納入額 円		納入額 円		納入額 円																																													
上記のとおり領収しました。		上記のとおり領収しました。		この用紙は機械で読み取りますので、汚したり折り曲げたりしないでください。																																													
領収日付印 (第一次収納金融機関、受付局用)		領収日付印 (第一次収納金融機関、受付局用)		領収日付印 (第一次収納金融機関、受付局用)																																													
年 月 分 道営住宅家賃として 円		うち証券受領 円		上記のとおり領収しましたので通知します。																																													
年 月 日		目口数 口		納入の目的																																													
北海道 総合振興局 (振興局) 長 (印)		計金額 円		北海道会計管理者 様 (うち証券受領 円)																																													
(連絡先)		北海道 (第一次収納金融機関 受付局 保管)		北海道 (指定金融機関→北海道)																																													
納付場所 北海道指定金融機関 北海道収納代理金融機関 道内各郵便局		北海道 総合振興局 (振興局) 収入取扱員																																															

(裏)

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>受付日付印 (經由金融機関用)</p> </div>
--

道営住宅家賃 口座振替納付依頼書・廃止届・変更届 (※該当項目を○で囲んでください。)

平成 年 月 日

（住納住宅入名義義務人者）	住所	〒 —	
	フリガナ		
	氏名	Ⓜ	
	電話	—	—

注 振替（払込）日は、原則として納入期限（月末日）です。

私は道営住宅家賃を口座振替（自動払込）により納入したいので、次の事項を確認の上依頼（申込）します。

- 1 私が納入すべき道営住宅家賃は、北海道建設部長から貴金融機関に通知される家賃の金額を所定の振替（払込）日に指定預金（貯金）口座から当該金額を引き落としの上、北海道へ払込みすること。
- 2 預金（貯金）の引き落としに当たっては、預金（貯金）規程にかかわらず、当座小切手の振出し又は預金（貯金）通帳及び預金（貯金）払戻請求書の提出等いたしませんので、貴金融機関所定の方法で処理すること。
- 3 指定口座からの引き落としに当たっては、領収証書の発行及び電話通知等を省略すること。
- 4 納入義務者と口座名義人が異なる場合、私が納入すべき道営住宅家賃を下記の口座名から引き落とすことについて、口座名義人の了承を得ているので、このことによるトラブルの責は、私が負うものとして取り扱って差し支えありません。

（道営住宅家賃口座振替（自動払込）取扱金融機関）

- ・北洋銀行
- ・北海道銀行
- ・道内各信用金庫
- ・北海道労働金庫
- ・道内各信用組合
- ・北海道労働信用組合及びあすか信用組合を除く）
- ・北海道信連
- ・道内各農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行以外	金融機関名	支店名		※は金融機関で記入			
	指定口座	金融機関コード	支店コード	種別	口座番号（右づめ）		
口座名	フリガナ	氏名		届出印	※振替開始年月		
					元号	年	月
				※変更・廃止年月			
				元号	年	月	

※は金融機関で記入

振込先口座番号		02770 - 5 - 960323		振込先加入者名		北海道会計管理者	
ゆうちょ銀行	種目コード (いずれかに○)	契約種別コード	通帳記号		通帳番号（右づめ）		
	1166	25	の				
預金者	住所	〒 —					
	フリガナ			届出印	※払込開始年月		
	氏名			※変更・廃止年月			
	元号	年	月	元号	年	月	
	電話	—	—				

（変更の場合）

該当する変更内容に○印を付してください。

- 1 口座番号の変更
- 2 口座名義人の変更
- 3 届出印の変更

金融機関使用欄  
(受付印等)

※は金融機関で記入



道営住宅家賃 口座振替納付 申込書・廃止届・変更届 (マスター登録票)

自動払込利用

平成 年 月 日

北海道 総合振興局長 (振興局長) 様

(住納住宅入名義義務人者)	住所	〒 -	
	フリガナ		
	氏名	Ⓜ	
	電話	-	-

- 私が納入すべき道営住宅家賃を口座振替 (自動払込) の方法により納入したいので申し込みます。
- 万一、預金 (貯金) 口座の残額が不足等で道営住宅家賃を振替 (払込) 納入できないときは、一般の方法により金融機関の窓口へ納入します。
- 口座振替 (自動払込) 契約を解除又は内容を変更するときは、所定の手続きにより金融機関に届け出ます。
- 口座振替 (自動払込) の取扱いについて、北海道の定める事由に該当するときは、中止されても異議はありません。
- 納入済みの証明書が必要な場合は、総合振興局 (振興局) 建設指導課に申し出ます。

ゆうちよ銀行以外	金融機関名			支店名			
	指定口座	金融機関コード	支店コード	種別	口座番号 (右づめ)		
				普通 1 当座 2			
	口座名	フリガナ			届出印		
	氏名						
				※振替開始年月	元号	年	月
					4		
				※変更・廃止年月	元号	年	月
					4		

ゆうちよ銀行	振込先口座番号	02770 - 5 - 960323		振込先加入者名	北海道会計管理者		
	種目コード (いずれかに○)	契約種別コード	通帳記号	通帳番号 (右づめ)			
	1 6 6 1 7 6	2 5	の				
	住所	〒 -					
	フリガナ			届出印			
	氏名			※払込開始年月	元号	年	月
					4		
				※変更・廃止年月	元号	年	月
					4		
	電話	-	-				

種目コード  
申込の場合「166」  
申込の場合「176」

(変更の場合)  
該当する変更内容に○印を付してください。

- 口座番号の変更
- 口座名義人の変更
- 届出印の変更

金融機関使用欄 (受付印等)

道営住宅家賃 口座振替納付 申込書・廃止届・変更届 (納入義務者控)  
自動払込利用

平成 年 月 日

(住納住宅入名義義務人者)	住所	〒 -	
	フリガナ		
	氏名		
	電話	-	-

道営住宅家賃の口座振替(自動払込)の取扱は次のとおりです。

- 1 口座振替(自動払込)の取扱開始は、「道営住宅家賃納入通知書(口座振替用)」の送付があつてからとなります。
  - 2 口座振替(自動払込)の開始以後の扱いは次のとおりとなります。
    - (1) 毎月の道営住宅家賃を所定の振替(払込)日(月末日)に、ご指定の預(貯)金口座から振り替えて、北海道へ支払います。
    - (2) この口座振替(自動払込)に係る領収証書の発行及び電話通知は省略します。
    - (3) 預金(貯金)の残高不足などにより振替(払込)が出来なかった場合、総合振興局(振興局)建設指導課から「道営住宅家賃口座振替・自動払込不納通知書兼納付書」が送付されますので、これにより金融機関窓口へ直接支払ってください。
- なお、連続3ヵ月以上振替(払込)ができなかった場合は、本扱いを廃止させていただくことがありますのでご注意ください。

ゆう ち よ 銀 行 以 外	金融機関名			支店名			
	指定座	金融機関コード	支店コード	種別	口座番号(右づめ)		
	口座	フリガナ			届出印		
	氏名			※振替開始年月	元号	年	月
				※変更・廃止年月	4		
					元号	年	月
					4		

ゆう ち よ 銀 行	振込先口座番号	02770 - 5 - 960323		振込先加入者名	北海道会計管理者		
	種目コード (いずれかに○)	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右づめ)		種目コード 申込の場合「166」 申込の場合「176」	
	1 1	6 7	6 6	2 5	の		
	住所	〒 -		氏名	届出印	元号	年
預金者	フリガナ			※払込開始年月	4		
	氏名			※変更・廃止年月	4		
	電話	-	-				

(変更の場合)  
該当する変更内容に○印を付してください。

- 1 口座番号の変更
- 2 口座名義人の変更
- 3 届出印の変更

金融機関使用欄  
(受付印等)

## 道営住宅家賃口座振替・自動払込書通知書

平成 年 月 日

道営住宅家賃の口座振替（自動払込）について、別添のフロッピーディスク、光ディスク又は電子データに基づき振替されるよう通知します。

なお、フロッピーディスク、光ディスク又は電子データに記録されている口座振替（自動払込）の合計は、次のとおりです。

様

北海道建設部長 ㊟

平成 年 月分

徴収主体	件数	金額
	件	円
	件	円
	件	円
合計	件	円

- ・引渡し 振替日の5営業日前まで
- ・返却 振替日の3営業日後まで

(住宅課→金融機関)

別記第7号様式

道営住宅家賃口座振替・自動払込取消通知書その1

年 月 日

あなたは、道営住宅家賃について口座振替（自動払込）をなさっていますが、このたび振替（払込）不能が続いており、このまま口座振替（自動払込）による徴収を続けると、事務処理上、支障がありますので口座振替（自動払込）の取扱いを取り消させていただきます。

したがって、年 月分家賃からの納入につきましては同封の道営住宅家賃納入通知書により最寄りの取扱金融機関でお支払ください。

様

北海道 総合振興局（振興局）長 ㊟

連絡先

建設指導課主査（建築住宅）

電話 — — （直通）

（用紙寸法 縦100ミリメートル、横188ミリメートル）

別記第8号様式

道営住宅家賃口座振替・自動払込取消通知書その2

年 月 日

（住所）

〒

（氏名）

様

道営住宅家賃の口座振替（自動払込）納付のための申込手续をしていただきましたが、月15日現在で、まだ前月分家賃が未納となっていますので、このまま口座振替（自動払込）の取扱いを開始しますと事務処理上支障がありますので、口座振替（自動払込）の申込みを取り消させていただきます。

なお、納入期限が過ぎている家賃の納入をしていただいた時点で口座振替（自動払込）の取扱いをいたしますので左記へ電話連絡してください。

連絡先

建築住宅課主査（建築住宅）

電話 — — （直通）

北海道 総合振興局（振興局）長 ㊟

（用紙寸法 縦100ミリメートル、横188ミリメートル）

## 道 営 住 宅 家 賃 納 入 済 証 明 書

名 義 人 番 号	名 義 人 氏 名
年 月 分	
金 額	円
上記の金額は、指定預貯金口座から振替（払込）済 であることを証明します。 年 月 日 北海道 総合振興局（振興局）長 ㊟	

（用紙寸法 縦110ミリメートル、横130ミリメートル）

別記第14号様式

年度完結	分類記号	第 1 分 類	第 2 分 類	第 3 分 類	第 4 分 類
		年保存	年（度）廃棄		
<p>年度</p> <p>北海道営住宅事業特別会計</p> <p>道 営 住 宅 家 賃 領 収 済 通 知 書</p> <p>( )</p> <p style="text-align: right;">( 冊(箱)のうち第 号)</p>					
文書主管課引継（時期）		不 要 ・ 要 ( 年 ( 度 ) )			
主務課保存承認期間		年 ( 度 ) ~ 年 ( 度 )			
保存の延長期間		年 ( 度 ) ~ 年 ( 度 )			
簿冊（箱）番号 _____			箱番号		
部 局 名					

別記第16号様式

年度完結	分類記号	第 1 分類	第 2 分類	第 3 分類	第 4 分類
			年保存	年(度)廃棄	
<p>年度</p> <p>北海道営住宅事業特別会計</p> <p>道営住宅家賃口座振替納付申込書・自動払込利用申込書・廃止届・変更届</p> <p>( )</p> <p style="text-align: right;">( 冊(箱)のうち第 号)</p>					
文書主管課引継(時期)		不要・要 ( 年(度) )			
主務課保存承認期間		年(度) ~ 年(度)			
保存の延長期間		年(度) ~ 年(度)			
簿冊(箱)番号 _____			箱番号		
部 局 名					